

ヘルパーステーション 希望の丘  
居宅介護 重要事項説明書

利用者: \_\_\_\_\_ 様



# 居宅介護重要事項説明書

## 1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社アイライフ
代表者氏名	代表取締役 南 慎吾
本社所在地 (連絡先)	愛知県春日井市藤山台八丁目5番地9 TEL 0568-37-3177 FAX 0568-37-3178
設立年月日	平成22年2月16日

## 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション 希望の丘
指定 事業所番号	居宅介護(2317502637)
指定年月日	令和6年12月1日
事業所所在地	愛知県春日井市藤山台八丁目5番地9
連絡先	TEL 0568-37-3177 FAX 0568-37-3178
事業所の通常の 事業実施地域	春日井市
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	

### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社アイライフが開設するヘルパーステーション 希望の丘(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。
運営方針	事業所の従業者は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前9時から午後6時までとする

(4) 事業所の職員体制

管理者	濱田 日奈子	
職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1人
サービス提供責任者	サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。	1人以上
従業員	従業員は、指定居宅介護等の提供に当たる。	2.5人以上 (常勤換算)

3 サービスの主たる対象者

サービス種別	サービスの主たる対象者
居宅介護	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画等を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価(別表)による利用料が発生します。

利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

【別表】

利用料金は、次表のとおりです。

サービスの種類及び提供時間		利用料	利用者負担額
身体介護	30分未満	2,386円	266円
	30分以上1時間未満	3,766円	419円
	1時間以上1時間30分未満	5,472円	609円
	1時間30分以上2時間未満	6,237円	693円
	2時間以上2時間30分未満	7,029円	782円
	2時間30分以上3時間未満	7,803円	868円
	3時間以上(30分増すごとに次の額を加算)	773円	86円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行いません。

※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍となります。

※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割合	25%増し	25%増し	50%増し

- ② 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
初回加算	1,865 円	208 円	初回月、1回のみ

- ③ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
利用者負担上限管理加算	1,399 円	156 円	1月あたり

- ④ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	932 円	104 円	1回につき (1月に2回まで)

- ⑤ 福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取り組みを実施している事業者において加算する。加算は、福祉・介護職員の賃金改善に充てられる。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
福祉・介護職員等 処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 347/1,000	左記 1 割分	1月あたり

## 5 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収しないものとする。		
② サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者(お客様)の別途負担となります。		

## 6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日前後に利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。  (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)事業者指定口座への振り込み  お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。
--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 2 月以

上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

#### 7 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、下記のご相談担当者までご相談ください。

ア 相談担当者氏名	(氏名) 濱田 日奈子
イ 連絡先電話番号	(電話番号) 0568-37-3177
同 ファックス番号	(ファックス番号) 0568-37-3178
ウ 受付日および受付時間	(受付曜日と時間帯) 年中無休 午前 9 時から午後 6 時まで

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 8 サービスの提供にあたっての留意事項

##### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

##### (2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

##### (3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

##### (4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

##### (5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 濱田 日奈子
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

- ② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)



### 11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 【主治医】

医療機関名	西小牧クリニック
所在地	愛知県小牧市西島町 40
電話番号	0568-50-2652
主治医氏名	松本 政実

#### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

#### 【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	西小牧クリニック
所在地	愛知県小牧市西島町 40
電話番号	0568-50-2652

### 12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	春日井市
	担 当 部 ・ 課 名	健康福祉部 障がい福祉課
	電 話 番 号	電話:0568-85-6186 ファクス:0568-84-5764

### 13 苦情解決の体制及び手順

#### (1) 事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

事業者の窓口	窓口担当者	サービス提供責任者 (氏名) 濱田 日奈子 (氏名) 野村 るみ子 (氏名) 稲垣 大樹
	苦情解決責任者	管理者 (氏名) 濱田 日奈子
	受付日	年中無休
	受付時間	午前9時から午後6時まで
	電話番号	0568-37-3177
	F A X 番号	0568-37-3178

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口	所在地	愛知県春日井市鳥居松町 5-44
	受付担当課	健康福祉部 障がい福祉課
	電話番号	0568-85-6186
	F A X 番号	0568-84-5764
愛知県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	名古屋市東区白壁一丁 50 番地愛知県社会福祉会館内
	実施機関	愛知県社会福祉協議会
	受付日	毎週月曜日から金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時まで
	電話番号	052-212-5515
	F A X 番号	052-212-5514

14 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛知県春日井市藤山台八丁目5番地9
	法人名	株式会社アイライフ
	代表者名	代表取締役 南 慎吾 印
	事業所名	ヘルパーステーション 希望の丘
	説明者氏名	濱田 日奈子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印 (自筆・代筆)

連帯保証人 (1)	住所	
	氏名	印

連帯保証人 (2)	住所	
	氏名	印